

社員代表選出選挙

森田 誠一

千葉建築技術センター

「社員代表者」は労働者が代表でなければなりません。

職場代表者の選挙が行われるようになったのは、職場に過半数を占める労働組合が無いからです。職場(事業所)に過半数を占める労働組合があれば、代表は労働組合となります。

労働組合は会社と対峙し、雇用や労働条件を改善することが任務です。

ゆえに労働者・働く者の代表として最もふさわしく、労働者の代表として「36 協定」の締結や「労働安全衛生委員会」の労働者側委員の推薦も行うことができます。

会社の言いなりの代表では働く者の意見・声を本当に反映できるのでしょうか。

今の「労働安全衛生委員会」の労働者側委員は本当に労働者側の委員なのでしょうか。会社が指定する人が労働者側委員ではありませんか？全員会社側の委員ではないかと錯覚する実態となっています。あくまでも働く者の立場になって考える事が求められます。会社の代弁者ではダメなのです。利益は働くみなさんに与えられるものです。

みんなの声を活かして、働きやすい職場を作ろう

多くの方が労働組合を抜けました。社友会に所属している方も多いと思います。昨年は赤字を理由に定期昇給も半減されました。赤字の JR 北海道・四国でも定期昇給のカットはありません。

これは多くの方が、雇用・労働条件を守る労働組合を抜け、団結権・行動権を放棄した事が原因です。労働者は「弱いから団結する」あらためて労働組合に加入して働きやすい、雇用不安のない職場の構築に向け、労働条件の改善をみんなの手でつかみましよう。

どうぞご支援をお願い致します。

